

第20回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会（IASB）の第20回基準諮問会議（SAC）が、2007年11月8日と9日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである八木良樹株式会社日立製作所取締役・監査委員長、辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より今西恭子企業会計専門官が出席し、企業会計基準委員会（ASBJ）より堀本敏博専門研究員が同席した。以下、会議の概要を報告する。

I. 評議員会の動向

SAC 会議の開催に当たり、国際会計基準委員会財団（IASC 財団）の評議員会議長の Phil Laskawy 氏から最近の評議員会の動向等について、以下の説明があった。

- 評議員会の目標は、IASB の監視機能を最も効率よく成し遂げるとともに、会計基準を開発するに当たり、IASB を最も効率の良い組織にすること、SAC に関しては IASB に助言するに当たり重要な役割を担ってもらうことである。
- IASC 財団が 10 月 18 日にプレス発表を行ったように、2008 年 1 月から 3 年の任期中でオランダ元財務大臣・副首相の Gerrit Zalm 氏を次期評議員会議長に選出した。
- 10 月 31 日及び 11 月 1 日にニューヨークで開催した評議員会の会合において、来年度以降の定款の見直しに備えて、ガバナンスの強化、及び一般への説明責任の強化に関し以下の提案を行うことを決定した。
 - ・証券規制当局を含む公的機関への正式な報告システムを確立する。¹この公的機関は、評議員の指名、予算及び毎年の資金調達の適切性も含めた評議員会による IASB の監視活動のレビューを行う。
 - ・評議員会は主要な利害関係者との関係を強化し、正式なルートとは別に多くの意見を吸い上げる仕組みを開発する。この仕組みには、公的機関、政策立案者、民間セクターの代表との会合のみならず、IASC 財団や IASB の政策、方針、手続等に関心のある利害関係者からのインプットの仕組みも含むものとする。
 - ・資金調達の基盤は既にかなり拡充してきたが、評議員会はさらにこの基盤を拡大する努力を継続する。

【SAC メンバーからのコメント】

- 評議員会に規制当局を含むモニタリング機関が設置されると、IASB の独立性は今までどおり保つことができるのか懸念する。（独会計士）
- IASB の独立性と政治的見解は二律背反するのではないか。高品質の会計基準を開発するためには、透明性を確保するとともに政治的圧力に屈することのないよ

¹ 本件は、11 月 7 日付けで、日本の金融庁、欧州委員会（EC）、証券監督者国際機構（IOSCO）、米国証券取引委員会（SEC）により、IASC 財団の組織の枠組みを強化するための改革として、以下の役割を担う「モニタリング・ボディー」の設立（規制当局で構成）が共同提案された。

- ① IASC 財団の評議員と定期的に会合を持ち、IASB の作業計画について議論し、レビューし、コメントする。IASC 財団及び IASB 議長は、関連当局と対話を持つことが期待される。
- ② IASC 財団の評議員等とともに、IASC 財団の評議員候補の選定作業に参画する。更に評議員候補の最終承認を行う。
- ③ IASB の基準設定プロセスの監督及び資金調達のための評議員による手続をレビューする。
- ④ IASC 財団とともに、IASB による影響度評価（又は費用対効果分析）を更に向上させ客観的な手続を確立するよう取り組んでいく。

- う、定款見直しに当たっては細心の注意を払って頂きたい。（イスラエル会計士）
- 評議員会の提案の方向については賛成である。評議員会の独立性のメカニズムを強化するため、モニタリング・グループは評議員の選出に当たり評議員を推薦できない仕組みとしてはどうか。また、評議員会と利害関係者の関係を強化することにも賛成だが、評議員会は専門的な議論は行わず、プロセスや議題の優先順位についてのみ意見を求めるようガイドラインを設定してはどうか。（豪金融機関）
 - 評議員会のメンバーは、これまで評議員会によって選出されることが問題であったが、モニタリング・グループが評議員を任命するのであれば、この問題は解決する。但し、代わりにモニタリング・グループのメンバーを誰が選ぶのかという問題が発生する。また、評議員会とモニタリング・グループの役割であるが、実務としてモニタリング・グループはどのように評議員会による IASB の監視活動をレビューするのか疑問である。（伊会計士）
 - 米国の経験から以下 3 点を紹介したい。1 点目は、財団の資金調達に企業の任意の寄付ではなく、SEC が上場企業に一律課金する制度に変更した点、2 点目は SEC と FASB の関係であるが、20 年程前に一度だけ、SEC がエネルギー関連の会計基準の設定に介入したことがあったが、その後このことが大きな問題を引き起こし、SEC は自分たちの介入は間違いであったことに気付き、以後 FASB の独立性は維持されている。3 点目は、米国でのコンバージェンスに関する最近の動きであるが、この 1 年の間に利用者のみならず作成者においても、有力な考えとして、国際的に一つの会計基準を指向するようになってきている。最近の国際的な動きも勘案して、一つの会計基準を目指して定期的に SAC と FASAC（米国財務会計基準諮問委員会）の間で小委員会を開いてはどうか。（FASAC 議長）
 - （IASB の独立性が非常に功を奏した一例として「株式報酬制度」（IFRS 第 2 号）の基準設定があるという評議員からの指摘に対して）株式報酬制度（ストック・オプション）の例は、会計基準の設定において IASB が果たしてきた建設的な役割を示す好例であるということについては、全く同感である。事実、日本でもその後、IFRS 第 2 号とほぼ同様の基準を公表している。しかしそれは、この基準が非常に合理的で、市場のニーズにも合っていたからである。一方、今回のアジェンダ・ペーパーの至るところに明確に示されているように、IASB は純利益の削除を長期的な目標にしている。このような方向性には合理性もニーズも認められない。したがって、このような IASB の挑戦を同じように受け入れる訳にはいかない。（辻山 SAC 委員）

II. IASB の作業計画

Jones IASB 副議長及び IASB ディレクターから、IASB の戦略的目標、作業計画等について説明が行われた。

（1）戦略的目標

- IASB では現在以下の 3 点を戦略的目標としている。
 - ① さらに多くの国が各国の会計基準から国際財務報告基準（IFRS）へ切り替えることの奨励

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

② IFRS と米国会計基準とのコンバージェンス

③ 中小企業向け会計基準の完成

- ①について、昨年以來多くの国が IFRS の採用に動いている。カナダは 2011 年に IFRS に移行することを表明し、ブラジルは 2010 年までに、インド、韓国及び日本は 2011 年までにはコンバージェンスを図る予定である。来年にはイスラエルが、2009 年には中国が IFRS に移行する予定である。現在 108 の国が IFRS の使用を許容又は要求しているが、今後 5 年間でこの数は 150 か国に達すると予測する。
- ②について、外国登録企業（FPI）の IFRS に基づく財務報告に対して、差異調整表の作成を廃止することが IASB にとっての大きな目標であったが、7 月上旬に米国 SEC は FPI が IASB の作成した完全版 IFRS を用いる場合、差異調整表を廃止する規制改正案を公表²、また 8 月上旬に SEC は米国内の登録企業が IFRS に基づく財務諸表の作成を認めるかを問うコンセプト・リリースを公表した。
- その後 SEC のコミッショナーの一人から、ある講演において、世界で単一の会計基準を選択すべきとの提案がなされている。
- ③について、IASB は 2007 年 2 月中旬に公開草案を公表し、11 月 30 日期限で現在コメントを募集している。この間に約 100 社の中小企業がフィールド・テストに参加しており、2008 年にフィールド・テストの結果及び公開草案に対するコメントを検討し、2008 年末までに中小企業向け会計基準を公表することを目標としている。

【SAC メンバーからのコメント】

- 日本の会計基準設定主体である ASBJ は、会計基準の国際的なコンバージェンスに注力しているが、2007 年 8 月、ASBJ は IASB との協議に基づき、いわゆる「東京合意」、すなわち会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意を公表した。（八木 SAC 委員）
 - － この合意の一つ目の目標は ASBJ 及び IASB 双方において認識されている日本基準と IFRS との既存の差異の解消の加速化である。具体的には短期コンバージェンス・プロジェクトとして、2008 年完了を目標に、2005 年 7 月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が、日本基準に基づく財務諸表に対して補正措置を提案している項目について、差異を解消するか会計基準が代替可能となるような結論を得るとしている。
 - － 二つ目の目標は、この短期コンバージェンス・プロジェクトに含まれない残りの既存の差異については 2011 年 6 月 30 日までにコンバージェンスをもたらすことである。三つ目としては、現在、IASB と FASB との間でコンバージェンスが進められつつある、MOU に示されている 11 項目（この内、企業結合会計は完了しており、近々公表される模様）のような新たな会計基準については、2011 年 6 月 30 日後に適用となる場合には、その適用時期までに日本において当該会計基準が受け入れられるように ASBJ と IASB は緊密に作業を行うとしている。
 - － 「東京合意」は、会計基準の国際的なコンバージェンスに大きく貢献すると認識し、日本経団連企業会計部会として東京合意への強い支持を公式表明した。日本におけるコンバージェンスの加速化についてのご理解を頂きたい。

² 本規制改正案は、11 月 15 日に SEC により承認され、2007 年 11 月 16 日以後終了する事業年度の財務諸表に対して、本件公表の 60 日後から発効となる。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（2）IASB の作業計画

IASB のプロジェクトは、FASB との覚書（MoU）のプロジェクト、概念フレームワーク、その他のプロジェクトの 3 点が作業の中心となっており、各プロジェクトの作業計画は以下の表のとおりである。

IASB 作業計画表

（2007 年 9 月 30 日時点）

	MoU 2008 年までの マイルストーン	2007	2008			時期 未定
		Q4	Q1	Q2	下半期	
アクティブ・アジェンダ						
FASB との覚書（MoU）のプロジェクト - 注 1						
短期コンバージェンス・プロジェクト						
政府補助金 - 注 2（IASB）	主要な相違が取り除かれるべきかを決定し、実質的に作業を完了させる					負債の作業 まで延期
ジョイント・ベンチャー（IASB）					IFRS	
減損（合同）						スタッフ 作業中
法人所得税（合同）			ED			IFRS
投資不動産（FASB）						
研究開発費（FASB）						
後発事象（FASB）						
その他コンバージェンス・プロジェクト						
連結	統合される基準に 向けて作業		DP			ED, IFRS
公正価値測定のガイダンス	統合される指針			RT		ED, IFRS
財務諸表の表示 - 注 3 フェーズ B		IFRS	DP			ED, IFRS
収益認識	1 つ以上のデュー・ プロセス文書		DP			ED, IFRS
退職後給付（年金を含む）	1 つ以上のデュー・ プロセス文書		DP			ED, IFRS
リース	議題の決定				DP	ED, IFRS
概念フレームワーク						
フェーズ A：目的及び質的特性		ED				
フェーズ B：構成要素、認識及び測定					DP	
フェーズ C：測定						DP
フェーズ D：報告企業		DP				
フェーズ E：表示及び開示						DP
フェーズ F：目的及び状況						DP
フェーズ G：非営利企業への適用						DP
フェーズ H：最終 - 注 4						TBD
その他のプロジェクト						
中小企業（SME）向け会計基準					IFRS	
保険						ED, IFRS
負債 - 注 5						IFRS
排出権取引 - 注 2						

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

基準の改訂 年次改善 金融商品：プットできる金融商品（IAS32） 金融商品：一部（IAS39） 1株当たり利益：自己株式方式（IAS33） 初度適用：子会社株式の取得原価（IFRS1） 株式報酬：権利確定条件及び取消し（IFRS2） 関連当事者		ED ED ED IFRS	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
リサーチアジェンダ						
研究アジェンダ（アクティブ・アジェンダに加えられていないが、FASBとのMoUに含まれるプロジェクト）						
認識の中止	MoUでの2008年までのマイルストーン スタッフのリサーチ結果の検討	RR				
金融商品（既存の基準と置き換わる）	1つ以上のデュー・プロセス文書		DP			
無形資産	リサーチ結果の検討及び議題の決定	AD				
負債及び資本—注6	1つ以上のデュー・プロセス文書	DP				
経営者による説明 採掘産業	MoUに含まれず MoUに含まれず			DP		TBD

略語について：

DP：ディスカッション・ペーパー

TBD：当初文書の形式（DP又はED）が未定

ED：公開草案

RT：円卓会議での議論

RR：リサーチ・レポート

IFRS：国際財務報告基準

AD：アジェンダの決定

注1：MoUは、FASBとIASBが基準設定の統合化を示すために達成することを合意したマイルストーンを示しており、SECの外国登録企業が義務付けられる、財務諸表の米国基準への調整の要求の廃止へのプロセスの一部である。

注2：政府補助金と排出権取引の作業は、他の関連プロジェクトの結論が出るまで延期される。

注3：「財務諸表の表示」プロジェクトは、従来「業績報告」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注4：IASBとFASBは、各フェーズの作業が完了する度に、個々の章を公表する予定である。両審議会は、それぞれ自身のGAAPヒエラルキーに照らして実務への影響を評価する予定である。

注5：「負債」プロジェクトは、IAS第37号の修正である。従来「非金融負債」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注6：プロジェクトは、「修正共同プロジェクト」として行われている。IASBでは、FASBが最初のディスカッション・ペーパーについての作業が完了した際に、正式な議題とし、作業を開始する予定である。

【SACメンバーからのコメント】

- 作業計画の一部に現時点の進捗状況を記述することを提案したい。また、年次改善プロジェクトに関して、マイナーな修正の場合を対象にしているとのことだが、基準の改訂ではなく、年次改善プロジェクトに含めるに当たってのマイナーかどうかの要件は何か。（独会計士）
→ マイナーかどうかの要件は、緊急性がないこと、基準間または基準内で整合性がとれていないこと、用語の定義の明確化に資すること等であり、基本的には財務諸表の作成に影響が無いことを要件としている。（IASBディレクター）
- 作業計画表によると、来年の第1四半期までの間に7つのディスカッション・ペーパー、5つの公開草案が公表されることになっているが、関係者がこれらについて十

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

分検討できるようにコメント期間について考慮して欲しい。（ノルウェー会計士）

- IFRSのうち51項目のカーブアウト（適用除外）を行っている国があるようだが、原則ベースのIFRSが目指しているのは、どんな状況であろうが一つの統一したIFRSに各国でコンバージェンスしていくことではないのか。（インド会計士）

Ⅲ. 財務諸表の表示

IASB スタッフから現在進めている財務諸表の表示プロジェクトにつき、アジェンダ・ペーパーに基づき、プロジェクトの概要及びフェーズBの主な論点につき説明があり、その後アジェンダ・ペーパーに示された質問事項につき、SACメンバーからコメントが寄せられた。

【IASB スタッフからの説明】

(1) プロジェクトの概要

- 2001年9月、当初業績報告プロジェクト（2006年3月に財務諸表の表示プロジェクトに名称を変更）としてIASBのアジェンダに加えられた。
- 2004年4月、本プロジェクトはFASBとの共同プロジェクトとなり、業績報告のみではなく、全ての財務諸表の表示を対象として、以下の目的の下3つのフェーズに分けて取り組むことに決定した。

【目的】 投資家、債権者及び他の財務諸表利用者が以下の能力を高めることができるように、財務諸表に情報を表示すること。

- ① 企業の現在及び過去の財政状態を理解する。
 - ② 企業の財政状態に変動をもたらしている過去の営業、財務及びその他の活動、並びにこれらの変動の構成要素を理解する。
 - ③ 財務諸表の情報を（財務諸表以外の情報と共に）、企業の将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性の評価に利用する。
- 2007年9月、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂版を公表し、フェーズAが終了。
 - 現在、フェーズBについては、2008年6月のディスカッション・ペーパー公表に向け、以下の作業原則に基づく財務諸表の作業様式の検討、及び包括利益計算書に関わる当面の取扱いと長期的な目標の代替案等につき検討中（フェーズCでは、中間財務報告を見直す予定であるが、現時点では未着手）。
 - a. 企業の財務的な描写（financial picture）を一体的（cohesive）に表示する。
 - b. 企業の財務活動をその事業や他の活動と区別し、さらに財務活動を、所有者の立場としての所有者との取引とそれ以外の財務活動とに区別する。
 - c. 分解表示によって将来キャッシュ・フローの予測における当該情報の有用性が高まる場合は、行項目を分解表示する。
 - d. 財務諸表利用者が企業の以下の能力を評価するのに役立つ。
 - (1) 企業が期限の到来した財務上のコミットメントを履行する能力（資金を調達する能力、将来キャッシュ・フローを生み出すために既存の資産を利用する能力を含むが、これらに限定されない）
 - (2) 事業機会に投資する能力
 - e. 財務諸表利用者が以下の事項を理解するのに役立つ。
 - (1) 資産及び負債の測定の基礎
 - (2) 個別の資産及び負債の測定における不確実性

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (3) 個別の資産及び負債の報告額の変動要因
- (4) 現金主義会計と発生主義会計との差異
- (5) 企業の財政状態への当期の非資金活動の影響

(2) 予備的見解³モデルの概要

- IASB と FASB の両審議会は前述の作業原則のうち作業原則 a.（一体性の原則）を支配原則とすることに合意しているが、これら原則に基づき、現在スタッフが検討している作業様式は次のとおり。（事業、廃止事業、財務、法人所得税、所有者持分のセクションを設け、事業セクション・財務セクションをさらに複数のカテゴリーに分類）

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業 営業資産及び負債 投資資産及び負債	事業 営業収益 投資収益	事業 営業キャッシュ・フロー 投資キャッシュ・フロー
廃止事業	廃止事業	廃止事業
財務 財務資産 財務負債	財務 財務収益 財務費用	財務 財務資産キャッシュ・フロー 財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	法人所得税	法人所得税
所有者持分	所有者持分変動計算書	所有者持分

(注) 両審議会は、11月のSAC会議開催時点では、セクション又はカテゴリーの表示順序をまだ検討していないほか、セクション又はカテゴリーの名称も最終的なものではない。

- 両審議会は、財務諸表の表示・区分の選択においてマネジメント・アプローチを採用することを支持しており、企業は、経営者が自らの事業をどのように見ているかを踏まえて、資産及び負債を営業、投資、及び財務の各カテゴリーに区分する。

(3) 包括利益計算書の表示形式に係る代替案

[当面の取扱い（代替案1及び2）]（別添1参照）

(代替案1)

- OCI（その他の包括利益）項目を当該事象又は取引が関連する機能別のセクション又はカテゴリーの中に表示し、当該セクション又はカテゴリーの中で必要に応じてリサイクリングを行う。OCI項目が含まれる各セクション又はカテゴリーでは、OCI項目を表示するサブ・カテゴリーを設けて、OCI項目とOCI以外の項目を区別する。

(代替案2)

- OCI項目を独立したセクションとして表示する（すなわち、事業、財務、法人所得税、廃止事業の各セクションと同じレベルで表示する）。リサイクリングされるOCI項目は、セクション及びカテゴリーをまたぐかたちでリサイクリングされる。OCIセクションには、営業、投資、財務の各カテゴリーが設けられる。

³ これまでのIASBとFASBの両審議会の予備的見解を反映した財務諸表の表示モデル。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【長期的な目標（代替案 3 及び 4）】（別添 2 参照）

（代替案 3）

- 包括利益計算書は、機能別の活動（事業や財務）に基づくセクションではなく、短期（「トレーディング」セクションと名づけられるかもしれない）及び長期（非トレーディング）という、項目の性質に応じた 2 つのセクションにまず区分される。そのうえで、短期及び長期セクションは、それぞれ、他の代替案と同様に機能別のセクション及びカテゴリー（営業、投資、財務など）に区分される。短期資産・負債の変動は短期セクションに、長期資産・負債の変動は長期セクションに区分される。この場合、多くの OCI 項目（売却可能金融資産の公正価値変動、退職年金の数理計算上の差異、有形固定資産の再評価損益など）は、長期セクションに区分されると考えられている。

（代替案 4）

- 代替案 1 と似ているが、（両審議会の長期的な目標と統合的な形で）リサイクリングの概念はなく、すべての変動は 1 つの機能別のカテゴリーに区分される（従来の OCI 項目に係るサブ・カテゴリーは設けられない）。

【SAC メンバーへの主な質問事項】

- (1) 両審議会により開発された財務諸表の表示に関する作業原則について
 - a. これらの作業原則は、完全なものとなっているか。なっていない場合、どのような原則を追加すべきですか。
 - b. 財務諸表にどのように情報を表示するかを決定するに当たり、一体性（cohesiveness）を支配原則とすべき点に同意するか。
- (2) マネジメント・アプローチにより財務諸表を区分することを支持するか。
- (3) （包括利益計算書の表示に関する）4 つの代替案は、両審議会が示している当面の取扱い及び長期的な目標についての見解を踏まえて適切に表示されているか。当面の取扱いについては、2 つの見解（代替案 1 及び 2）のうちいずれを選好するか、それは何故か。長期的な目標については、2 つの見解（代替案 3 及び 4）のうちいずれを選好するか、それは何故か。
- (4) コミュニケーション戦略及びテスト財務諸表の作成作業について、どのような印象（肯定的、否定的）を持っているか。

【SAC メンバーのコメント】

- 財務諸表における一体性を支配原則とすることに賛成するが、一体性の出発点をどこにするかが問題である。資産・負債アプローチに基づくのであれば貸借対照表（財政状態計算書）が出発点になるが、アナリストや投資家にとっては営業成績が重要で、一体性の支配原則を適用する出発点は異なる。この出発点をどこにするかにより財務諸表の分類が異なることになるので、さらなる検討が必要ではないか。（独会計士）
- 財務諸表にどのような情報を表示するかを決定するにあたり、一体性を支配原則とすることには、必ずしも反対しない。ただし、財務諸表の表示形式を決定するにあたり、最優先されるべき原則は、投資家の意思決定にとっての有用性であるということに留意する必要がある。そのために役立つ限りにおいて一体性が重視されるのは問題ないが、一体性を重視するあまり、意思決定有用性が犠牲になる結果を招くことは避けなければならない。（辻山 SAC 委員）

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 質問(2)に関して、マネジメント・アプローチに基づいて企業がカテゴリーの分類を行った場合、利用者にとっての比較可能性が損なわれ、投資家は企業間の比較ができなくなることを懸念する。また企業が採用する IFRS が完全版かどうかにより比較可能性の問題が生じることも懸念する。(IOSCO 代表)
- 今回、テスト財務諸表を実際に作成した感想として、マネジメント・アプローチによる財務諸表の区分は実行可能であり有効であると思ったが、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成は非常に困難なものだった。(スイス金融機関)
- 損益計算書の表示の抜本的な変更には反対である。仮に当面の取扱いを選ぶにしても、少なくとも作成者は安定的な運用を望むのは明らかであり、長く運用すべきである。当面の取扱いと長期的な目標で分けて考えるのではなく、変更は 1 度だけにすべきと考える。また、仮に当面の取扱いを決定しても、これはベストではなく真に望ましい表示形式は他にあるという話になると、IASB の評判の問題にも繋がるのではないか。(伊会計士)
- 包括利益計算書の表示形式において、当面の取扱いで代替案 1 か 2 を選ぶというのは非常に危険だと思う。現時点で代替案 1 か 2 を選ぶというのは、長期的な目標として代替案 3 か 4 が望ましい場合であり、長期的な目標が現行のものより望ましいとは思えないので、当面の取扱い、長期的な目標のいずれについても代替案を選ぶことはできない。(仏財務諸表作成者)
- 2005 年に設けられた JIG (Joint International Group) における、当期純利益を存続すべしという多くの声を IASB が十分に汲み取っていない懸念がある。これは日本の関係者のみならず欧州の関係者にも共通の強い懸念である。また、2000 年 9 月に開催された JIG 及び FIAG (Financial Institutions Advisory Group) の会議においても、いくつもの懸念が表明されている。また、テスト財務諸表の作成を行った企業から、基本財務諸表やセグメント情報の開示が詳細に過ぎ、財務諸表作成者の負担が大きかったといった意見があったと聞いている。今回のアジェンダ・ペーパーには、テスト財務諸表を作成したことは記載されているが、作成企業からのこのようなフィードバックの内容には触れていない。しかし、このような情報は、重要であり、是非次回 SAC 会議においてその分析結果を報告して頂きたい。(八木 SAC 委員)
- 当面の取扱いに関しては、どちらかというとして代替案 2 を支持する。ただし、法人所得税については、当期純利益項目と OCI 項目に配分して、現行通りの税引後当期純利益を表示する必要があると考える。アジェンダ・ペーパーによると包括利益計算書については、長期的にはリサイクリングをなくして、現行の当期純利益も表示しないことが既に所与とされているようであるが、それはおかしいと思う。アメリカにおける現行の米国財務会計基準書 (SFAS) 第 130 号の設定段階における議論、また改訂 IAS 第 1 号の設定過程における議論、そして世界の CFO からの反対意見、さらに評議員会の会合でも、当期純利益の有用性が繰り返し指摘されている。(辻山 SAC 委員)

IV. IASB アジェンダの提案

IASB は毎年新たにアジェンダに追加する項目を検討するが、IASB のボード会議で決定する前に、IASB は提案されたアジェンダと優先順位に関して SAC と協議を行うことになっている。今回は 2007 年 6 月の SAC 会議に引き続き、(1) 経営者による説明

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

報告事項（1）

(Management Commentary)、(2)無形資産、(3)共通支配下の取引、及び新たに(4)排出権取引の4つのプロジェクトにつき説明があり、優先順位等につきSACメンバーからコメントが寄せられた。最後にSACメンバーで議決をとったところ、新たなアジェンダを追加することへの反対は出席者31名のうち9名、アジェンダを追加する場合の優先順位は①共通支配下の取引、②排出権取引、③経営者による説明、④無形資産の順番となった。

【IASB スタッフからの説明】

- 毎年、IASBはアジェンダに追加する潜在的項目を検討する。通常7月のボード会議で行うが、今年は覚書(MoU)の目的達成に向けた作業を優先することとして、翌年度のアジェンダの決定を12月のボード会議に延期した。
- 潜在的プロジェクト及び新しいプロジェクトを採用することの決定に関するIASBの議論は、公開のIASB会議で行われる。この決定に到達する前に、IASBは提案されたアジェンダと優先順位に関してSACメンバーの意見を伺いたい。
- 利用者のニーズに目的適合的で、かつ単一セットの国際的な会計基準の開発は、IASBの最大の目的である。従って、IASBは、主として財務諸表利用者のニーズに基づいて、潜在的項目をアジェンダに加えることのメリットを評価する。
- IASBは、アジェンダ項目に加える際に、以下の要因を検討している。
 - ① 関連情報の利用者にとっての目的適合性及び提供される情報の信頼性
 - ② 利用可能な現行のガイダンス
 - ③ さらなるコンバージェンスの可能性
 - ④ 開発される基準の特質
 - ⑤ 資源上の制約
- 今回のSAC会議では、以下の4つの潜在的アジェンダに関して、SAC会議において優先順位を検討。
 - ① 無形資産
 - ② 経営者による説明
 - ③ 共通支配下の取引
 - ④ 排出権取引

【SACメンバーへの質問事項】

- (1) IASBのアジェンダに新たに追加するべきか。
- (2) 追加する場合、どのアジェンダを追加すべきか。

【SACメンバーからのコメント】

- 企業結合プロジェクトがまもなく終了することから、新たなアジェンダを追加すべきである。環境問題が世界の中で重要性が非常に増してくるに連れて、排出権取引が拡大してきていることから、排出権取引につき対象範囲を拡大して取り扱うべきと考える。(インド会計士)
- IASBの資源を考慮するなら、ある特定のプロジェクトにフォーカスして、現行のアジェンダを一旦取り下げること検討してはどうか。4つの中でどれを取り上げるかについては、将来の企業の財務報告に何が重要になるかを考えると、経営者による説明(MC)がもっとも重要な項目と考える。排出権取引については、重要であるが各国でスキームが異なっていることから対象範囲を広げる必要があるのではないか。共通支配下の取引については対象範囲を限定することには賛成である。無形資産については、概念的問題が数多くあり、概念フレームワークの議論が終わるまで待つ

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

てはどうか。（独会計士）

- アジェンダをより効率的に取り組む為に、現在のトピックはあまりにも多過ぎるのではないか。これ以上追加すべきではないと考える（加コンサルタント）
- 排出権取引が重要なのはわかるが、これはすべての企業を対象にはしていない。より多くの企業に影響を与える問題として共通支配下の取引が重要と考える。何故なら、共通支配下の取引は、現行の会計基準や概念フレームワークは参考にはならず、基準が設定されないと、各国で多様な処理が行われてしまうからである。（伊会計士）
- 排出権取引は複雑な取引が増えてきているが、もうしばらく実務が定着するまで取り上げるのを待ってはどうか。MC については、確かに利用者に業績を説明するのに有用ではあるが、各国の法制化の問題が絡んでいるので取り上げるのは難しいのではないか。共通支配下の取引については、取り扱う範囲も限定されており対応にそれほど時間を要しないと考えられることから第一に考えたい。（英会計士）
- 共通支配下の取引については、米国企業には非常に多くの関係取引があるが、米国の会計基準ではガイダンスは断片的に多くの基準に散在する状況なので、改善する必要が高いと考える。（米国 SEC 代表）
- ランキングを付けるのは非常に難しいが、個人的には非常に難しい評価の問題を含む無形資産の優先順位を第一に考えたい。MC については多くの支持があったが、会計の問題ではないのではないか。（バーゼル委員会代表）
- 対価を支払って獲得した無形資産の測定を精緻化することを検討するのであれば、アジェンダに加えることに同意する。ただしこのプロジェクトは、対価を支払わない無形資産、つまり自己創設のれんをオンバランスすることを検討対象にしているのではないという点について、再確認させて欲しい。もしそうなら、会計上の大パラダイムシフトを招くことになるからだ。（辻山 SAC 委員）
→ 対価を支払わない無形資産については対象とはしていない。（IASB ディレクター）

V. 公正価値測定

公正価値測定に関するディスカッション・ペーパーは、2006年11月に公表され、2007年5月にコメントが締め切られたが、この間136通のコメントがIASBに寄せられた。事前にアジェンダ・ペーパーとしてコメント・レターの要約がSACメンバーに提示されるとともに、議論を活性化するために下記3つの「誤解（Myth）」が提示された。この3つの「誤解」を題材として、SACメンバーを3つのグループに分け議論を行った上で、各グループの代表者が各グループの議論の内容について発表を行った。コメント・レターの要約、及び3つの「誤解」、及び議論の内容は以下のとおり。

【コメント・レターの要約】

- コメント提出者のほとんど全員がプロジェクトは必要であるとしている。単一の公正価値測定のガイダンスが作成されればIFRSの改善になると考えている。またディスカッション・ペーパーはコンバージェンスに向けて重要な一歩であると考えている。公正価値測定ガイダンスにおいて米国会計基準とIFRSとの間の相違について、利用者へ説明することは非常に難しいであろうと、多くのコメント提出者が懸念している。IASBとFASBが協働して差異を取り除くことを望んでいる。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- しかし、多くのコメント提出者は、SFAS 第 157 号は直近に発行されたばかりであるため、FASB はその変更躊躇するのではないかと懸念している。IASB が今のままの基準書を受け入れない場合には、両審議会がコンバージェンスの目的を果たすことができるのかどうか懸念している。そのうえ、多くのコメント提出者が米国会計基準を基にしたディスカッション・ペーパーの発行は、IASB が米国会計基準を受け入れていることを示していると解釈している。
- 大半のコメント提出者は公正価値が一般的にどのように適用されることになるかに焦点を当てている。しかし金融商品への適用など、公正価値測定のある一面のみに焦点を当てているコメント提出者もいる。金融商品に焦点を当てている人達は一般的に SFAS 第 157 号が金融資産に適用されることに同意しているが、非金融資産及び負債に適用されることは同意できないと指摘している。

【3つの誤解 — ブレークアウト・セッションの題材】

誤解 1：公正価値測定プロジェクトは、概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズの結果を予断して、完全な公正価値会計へ向けて次のステップに進んでしまっている。

誤解 2：「公正価値」は資産又は負債に関する活発かつ流動性のある市場が存在する場合のみに有効となる仮定の値である。

誤解 3：市場が存在せず、企業が資産を売却又は負債を移転する意図を有してしない場合には、「公正価値」は目的適合的ではない。

【SAC メンバーからのコメント】

- 審議会が第 1 の見解と第 3 の見解はともに誤解だと主張しているのは、それ自体が矛盾している。なぜなら、「公正価値測定の議論は、公正価値測定を広めようとしている」という第 1 の見解は誤解で、それはあくまでも「公正価値測定の技法を明確にしようとしているに過ぎない」という理解が正しいとされている一方で、「企業はその保有目的によって公正価値測定の有用性を判断すべきだ」という第 3 の見解は誤解で、「保有目的にかかわらず、公正価値測定はより有用な情報を提供する」という理解が正しいと主張しているからだ。つまり審議会が「保有目的にかかわらず、公正価値測定はより有用な情報を提供する」と思っている以上、第 1 の見解は誤解だとはいえないということになる。（辻山 SAC 委員）

【グループ A】

- この誤解は多くのコメント・レターで懸念が表明されていることによるが、結論としては、「完全な公正価値会計へ向けて次のステップに進んでいる」と言うのは、誤った考えである。このプロジェクトの目的は、現行の基準の中で異なった意味で使用されている公正価値の用語の定義を明確化することであり、測定方法を決定するものではない。このプロジェクトで公正価値の定義が決定した後に、概念フレームワーク・プロジェクトで、測定の一つの属性として公正価値が使用されることになるであろう。

【グループ B】

- 実際に誤解であるのは、活発かつ流動性のある市場が存在しない場合、公正価値に意味がないということである。十分に流動性のある市場が存在しなくとも、公正価値は財務諸表の利用者の意思決定に有用な情報を提供できる。重要なのは、質の高いデータを企業が利用できることであり、その公正価値はどのような判断がなされ

たのか、またどのような前提が置かれているのかについて開示することであり、公正価値は取得原価や再調達原価より、有用な情報を提供するというものである。

【グループ C】

- 公正価値の概念は、市場が存在しない場合にも存在し、企業が資産を売却又は負債を移転する意図を有していない場合にも存在することから、この誤解は誤りである。公正価値は、市場参加者が行う仮定に依存するとともに、企業の戦略は市場参加者の考える戦略とは必ずしも一致しないことから、企業が自社の資産及び負債をどのように取り扱うのか（保有するのか売却するのか）開示して説明することが重要となってくる。

VI. 収益認識

IASB スタッフから、来年第 1 四半期にデュー・プロセス文書の公表を目指して進めている収益認識プロジェクトの進捗状況、および現在検討中の 2 つのモデルについて説明が行われた。（SAC メンバーからのインプットは来年第 1 四半期に求める予定。）

【IASB スタッフからの説明】

（1）プロジェクトの進捗状況

- 2002 年に、IASB は FASB と共同で、収益認識プロジェクトを開始した。当プロジェクトの目的は、収益認識に関連する首尾一貫した概念的なガイダンスを作成し、これらのコンセプトに基づく包括的な収益認識の基準を開発することであった。
- 2006 年 2 月に、両審議会は、一つあるいはそれ以上の収益認識に係る包括的な基準に関連するデュー・プロセス文書を、2008 年までに公表するという内容を含む MOU を公表した。
- 両審議会は、収益認識のための資産負債モデルを開発するために、2003 年から 2006 年にかけて収益認識の問題を議論した。この資産負債モデルの下では、収益は、資産および負債の変動の結果という位置付けであって、実現や稼得プロセスの完結といった概念に基づいたものではなかった。
- しかし、その後いくつかの重要な論点における審議会メンバー間の根本的な見解の相違により、審議会メンバーは、2 つの陣営に分かれた。何人かのメンバーは、資産と負債を公正価値で測定するモデル（測定モデル）を奨励し、他のメンバーは、資産と負債を顧客対価と関連させて測定するモデル（顧客対価モデル）を奨励した。2 つのモデルのいずれもが、審議会メンバーの過半数の支持を明確には得られなかった。
- これを受けて、2006 年 10 月に審議会は、それぞれのモデルの両方を別々に開発することを決定した。現在、来年第 1 四半期にディスカッション・ペーパーの公表に向けて、2 つのモデルを開発中である。

（2）2 つのモデルの概要

① 2 つのモデルに共通する特徴

- いずれのモデルにおいても、収益は、ある期間において履行がどれだけ発生したかという個別の評価からというよりも、特定の資産の増加、特定の負債の減少の認識から生じる。換言すれば、認識されるべき収益の金額は、その期間にどれだけ資産と負債が変動したかを考慮することで決定される。
- いずれのモデルにおいても特定の資産及び負債は、顧客との法的強制力を持つ契

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

約から直接生じる。契約は、残存する未履行の契約上の権利・義務次第で、企業にとっての資産又は負債のどちらにもなり得る。契約は、残存する未履行の権利が残存する未履行の義務を超過する場合、企業にとっての資産（「契約資産」）となる。契約は残存する未履行の義務が残存する未履行の権利を超過する場合、企業にとっての負債（「契約負債」）となる。

② 測定モデル（measurement model）の概要

- 契約から生じた資産及び負債を評価するために、契約において引き受けられた未履行の権利及び義務は現在出口価格（current exit price）で測定される。これは、市場参加者が、契約上残存する未履行の権利・義務を得る（引き受ける）ために支払う（要求する）であろう価格である。契約は、当初及びそれ以降にこの方法で測定される。
- このモデルは契約資産・負債に焦点を当てるため、収益は契約資産の増加又は契約負債の減少として定義される。したがって、収益は次の時点で認識される。
 - 企業が、引き受ける権利が引き受ける義務を超えるような契約を得たとき（新たな契約資産をもたらすこととなるため）。
 - その後に企業が商品又はサービスを顧客に提供することで、契約上の義務を果たすとき（契約資産の増加又は契約負債の減少をもたらすため）。
- 認識される収益の金額は、契約資産の出口価格の増加又は契約負債の出口価格の減少から算出される。
- このモデルは資産及び負債の明確な測定に基礎を置くため、測定モデルとして表現される。

③ 顧客対価モデル（customer consideration model）の概要

- このモデルでは契約を測定するために、契約上引き受けられた権利は、当初に顧客によって約定された金額（顧客対価と呼ばれる）で測定される。この金額は、契約の中で識別された個々の履行義務に対して、それぞれの履行義務を引き受ける商品又はサービスの販売価格に基づいて配分される。識別された履行義務の金額の全体は、常に当初の顧客対価と等しい。
- 顧客対価の金額は識別された履行義務に配分されるため、これら履行義務の合計と権利の大きさは当初は等しい。したがって、当初の契約の大きさは通常ゼロである－契約の開始時点では資産も負債も生じない。
- 契約上の義務の内にある個々の履行義務は、それらの消滅の時期と性質に基づき、当初の時点で認識される。契約上で認識されたそれぞれの履行義務が果たされるにしたがい、その結果として生じる契約負債の減少や契約資産の増加は、収益の認識をもたらす。
- このモデルでは、収益は契約負債の減少又は契約資産の増加であり、企業が履行義務を果たすことによってもたらされる。

④ 2つのモデルの比較の要約

- 2つのモデルは次に示す要約表のとおりと比較される。

	測定モデル	顧客対価モデル
収益とは何か？	(a)顧客と、商品又はサービスを提供するという法的強制力を持つ契約をすること及び(b)そうした商品又はサービスを提供することの結果として生じる契約資産の増加又は契約負債の減少。	企業が履行義務を果たすことによって生じる契約資産の増加又は契約負債の減少
契約の開始時点		
契約の当初の測定	残存する契約上の権利及び義務を現在出口価格で測定する。	受領した又は受領すべき対価の金額で契約上の権利を測定する。受領した又は受領すべき対価の額はその後、引き受けられた商品又はサービスの個々の販売価格に基づいて、識別された履行義務に対して配分される。
個々の履行義務の識別	いずれの報告日においても、企業はすべての残存する契約上の未履行義務を測定する。契約によって生じる顧客への義務のすべては、契約の測定に含まれる（保証や返還権といった義務を含む）。	識別された履行義務は、企業と契約上の顧客間で同意された義務に制限される。「付随的な義務（ancillary obligation）」は契約から直接生じることがあるが、これらは履行義務とはみなされない。これらの義務には対価は配分されない。

【SAC メンバーからのコメント】

- この 2 つのモデルを決定するに当たって、どちらのモデルの方が将来キャッシュ・フローや収益を予想するのに有用であるか、また費用対効果を考えた場合、どちらの方がより望ましいかという観点から検討してはどうか。（米国投資銀行）
 - 新たなアジェンダを追加することに反対したのは、この収益認識プロジェクトを早く進めて頂きたいからである。このプロジェクトは保険其他のプロジェクトにとっても非常に重要であり、進展が遅いことを懸念する。次回の 2 月の SAC 会議では再度アジェンダとして取り上げて欲しい。（IAIS 代表）
 - 今回の説明にある顧客対価モデルは、今年の 7 月に PAAinE⁴から公表されたモデルと非常に似ている。IASB のスタッフは、PAAinE のスタッフとコミュニケーションを続けているのか。（辻山 SAC 委員）
- FASB との共同会議の前に、欧州の基準設定主体と収益認識について議論を行った。

VII. 保険契約

IASB スタッフから、2007 年 5 月に公表されたディスカッション・ペーパー（コメント締切期限 11 月 16 日）に関する論点の説明が行われるとともに、これら論点に関し事前に SAC メンバーへ提示した質問をもとに SAC メンバーからのコメントが寄せられた。

⁴ 欧州における事前の会計活動（Pro-active accounting Activities in Europe）のことで、欧州財務報告アドバイザー・グループ（EFRAG）と欧州各国の会計基準設定主体が、会計に関する世界的な論議に、より効率的に意見発信するために、協同で作業することに合意して開始した活動のこと。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【IASB スタッフからの説明】

（1）プロジェクトの背景

- 本プロジェクトのフェーズ 1 では、保険契約に関する多種多様な会計実務を認める暫定基準である IFRS 第 4 号「保険契約」が 2004 年に開発された。
- しかし、フェーズ 1 の目的は、保険契約に関する会計実務に限定的な改善を行うことであったため、現在行われている多くの実務では、他の分野に用いられているものとは異なり、保険会社の財務諸表を理解することが困難となっている。

（2）基本的な測定モデル

- 審議会は、保険会社が保険負債を測定するために次の 3 つのビルディング・ブロックを使用すべきであるという予備的見解に至っている。
 - (a) 現在の、バイアスのない、確率加重された、将来キャッシュ・フローの見積り
 - (b) 貨幣の時間価値について将来キャッシュ・フローの見積りを調整する、現在の市場における割引率
 - (c) 市場参加者がリスク負担に対して要求するマージン（リスク・マージン）、及び（もしあれば）その他のサービスに対して要求するマージン（サービス・マージン）の明示的でバイアスのない見積り
- 審議会の見解では、3 つのビルディング・ブロックを用いた測定は、保険会社の財務諸表の利用者に以下の便益を提供することになる。
 - (a) 明示的でより強固なキャッシュ・フローとマージンの見積りに基づく、既存の保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する目的適合的な情報
 - (b) 見積りの変更に対する首尾一貫したアプローチ
 - (c) 原則が定まっていない区分、恣意性の介入した新しい規則、及び濫用防止規定の助けを借りることなく、新たな問題を解決するための一貫性のあるフレームワーク
 - (d) 非金融負債及び金融負債の測定にあたり将来キャッシュ・フローの現在の見積りをすでに要求しているその他の IFRS との整合性
 - (e) 入手可能な範囲での観察可能な現在の市場価格との整合性。このことは、財務諸表利用者にとって理解可能性があり信憑性のあるベンチマークとなる。
 - (f) 保険負債と関連する資産の間の経済的ミスマッチがより明確に報告され、会計上のミスマッチを減少させる。

（3）重要な課題

- 保険契約に関する会計モデルが直面する重要な課題は以下のとおり。
 - (a) 将来保険料と保険契約者の行動
 - 多くの平準払保険料契約において、保険会社は保険契約者が保険料を支払い続けることを期待するが、保険契約者は、すべての保険料を支払う前に契約を解約することができる点。
 - (b) 保険契約者有配当権
 - 有配当契約は、保険契約者に契約グループ又は関連する資産の良好なパフォーマンスから利益を得ることを認めているが、保険会社は利益を保険契約者に合計で又は個別に、いつ、どのように分配するかについての一定の裁量権を有している。この場合、保険会社はこのような利益を支払う義務を有しているか、

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

又は保険契約者の利益が株主の利益と異なるかどうかという点。

(c) 保険負債の変動

- ・ 保険会社は保険料を収益又は預り金の受取りとして表示すべきか。
- ・ 保険会社に対して、保険負債簿価の変動の特定の構成要素を損益計算書上で分離表示するよう要求すべきか。
- ・ 当期純利益には、保険負債の簿価のすべての変動を含むべきである。

(4) 保険契約者の会計

- ・ 本プロジェクトにおいて、審議会は保険会社と保険契約者の両方の会計処理を取り扱うことを意図しているが、審議会は保険契約者の会計に高いプライオリティを置いて、作業を考えておらず、ディスカッション・ペーパーでは保険契約者の会計を取り扱っていない。審議会は、単一の基準が保険会社の会計と保険契約者の会計の両方をカバーすべきか、あるいは、2つの基準が必要となるかについてまだ議論していない。

【SAC メンバーへの主な質問事項】

- (1) ディスカッション・ペーパーで提案されている基本的な測定モデルの中の3つのビルディング・ブロックに関して何かコメントはあるか。
- (2) 「現在出口価値 (current exit value)」は、これらの3つのビルディング・ブロックを用いる測定に関する最も良い表現であるか。
- (3) 次の事項に関して何かコメントがあるか。
 - ・ 将来保険料と保険契約者の行動
 - ・ 保険契約者有配当権
 - ・ 保険負債の変動の表示
- (4) 保険契約者が IFRS の下で自身の保有する保険契約をどのように会計処理するか（保険契約者の会計）に関して懸念があるか。

【SAC メンバーからのコメント】

- ・ 3つのビルディング・ブロックの中で議論を呼ぶのはリスク・マージンではないか。リスク・マージンは保険契約のプライシング中でも非明示的な (implicit) ものであり、リスク・マージンについて十分信頼性をもって測定するのは難しいのではないか。(英会計士)
- ・ 保険ビジネスの性質が何かということが鍵となるが、保険契約はサービス契約なのか、それとも金融商品の一種なのか。(独会計士)
→ 大部分の保険契約は、一種の金融商品であり一種のサービス契約と言えらると思う。但し、重要なのはどの契約に類似しているかを定めるのではなく、新たなモデルを開発することである。(IASB プロジェクト・マネジャー)
- ・ 以下の点についてコメントしたい。(IAIS 代表)
 - ・ すべての保険契約を金融商品と同様に会計処理するのは間違いであると思う。例えば、ディスカッション・ペーパーの最初に保険契約の認識要件は金融商品と整合すべきかという質問があるが、これが大きな問題をもたらしていると思う。
 - ・ 3つの重要な課題については、保険監督者国際機構としても非常に重要であるが、この他に、当初認識時の利益 (Day-one Gain) 認識、及び自己の信用リスクの悪化による負債の評価の切下げは、問題があると考えます。特に後者については、負債は受益者に対する法的義務を反映すべきであるのに、自己の信用リスクが悪化

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

報告事項（1）

したことにより、安く負債を第三者が引き受けることは実際のビジネスの世界ではあり得ないと考える。SACはIASBに対してこのような考えを排除するよう助言することを希望する。

- 保険契約の会計基準の開発に苦しんでいるのは出口価値の問題、当初認識時の利益認識の問題等先陣をきって取り組んでいるからであるが、他の関連するプロジェクトが先に進展することを希望する。
- バーゼル委員会としてもディスカッション・ペーパーにコメントを準備しているが、保険負債の測定に自己の信用リスクの変動を反映させることには反対である。また、3つのビルディング・ブロックによる現在出口価値の測定アプローチは、現在進行している他の公正価値測定プロジェクトや収益認識プロジェクトと合わせて検討すべきと考える。（バーゼル委員会代表）
- 測定属性として現在出口価値が用いられているが、保険契約から生じる負債が、通常のビジネスにおいて他社へ移転することはほとんどなく、全くの仮定上の取引に基づいており、測定属性として望ましくないのではないか。（独会計士）
- 3つのビルディング・ブロックについては、割引率とリスク・マージンの境界線が非常に不明瞭なので、さらに検討が必要と思われる。また、当初認識時の利益認識と関係するが、保険契約の期間は、当初に決定している正規の期間はあるが、期限前解約や自動更新制度があるため、実際の個々の契約期間は明らかではない。そのような中、会計処理をどのように行うかについてはさらなる検討が必要ではないか。（イスラエル会計士）
- 保険契約の会計については、大きな論点として、①保険契約から発生する資産及び負債は完全な金融商品か、②保険会社の資産及び負債を、リスクをよりの確に表すために公正価値で評価した場合に、その期間差額をすべて業績に含めるべきか、という2つの点に少なくとも留意する必要があると思う。（辻山 SAC 委員）
- 保険契約者の会計は、保険会社の会計のミラーと考えてよいのか。（インド会計士）
→ 保険契約者は1つの契約だが、保険会社は数多くの異なる契約を有することから先ず会計単位が異なる点、また保険契約者は情報が少ないと同時に専門知識も少ないが、保険会社は多くの情報を有するとともに専門知識も豊富にある点などから別々に考える必要がある。（IASB プロジェクト・マネジャー）

以 上

包括利益計算書に係る各代替案の表示イメージ（Ⅲ. 財務諸表の表示関連）

当面の取扱い（代替案1及び2）

Alternative 1			Alternative 2		
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME			STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME		
	2006	2005		2006	2005
BUSINESS					
Operating					
Sales	2,775,000	2,580,750	Sales	2,775,000	2,580,750
Cost of goods sold			Cost of goods sold		
Change in inventory	(446,250)	(415,013)	Change in inventory	(446,250)	(415,013)
Materials	(1,275,000)	(1,185,750)	Materials	(1,275,000)	(1,185,750)
Labor	(110,000)	(102,300)	Labor	(110,000)	(102,300)
Overhead - depreciation of building	(100,000)	(93,000)	Overhead - depreciation of building	(100,000)	(93,000)
Overhead - depreciation of leased asset	(5,944)	(5,528)	Overhead - depreciation of leased asset	(5,944)	(5,528)
Interest expense	(50,000)		Interest expense	(50,000)	
Total	(1,987,194)	(1,801,590)	Total	(1,987,194)	(1,801,590)
Gross profit on sales	787,806	779,160	Gross profit on sales	787,806	779,160
Selling expenses			Selling expenses		
Compensation expense	(85,000)	(79,050)	Compensation expense	(85,000)	(79,050)
Pension expense	(2,000)	(1,860)	Pension expense	(2,000)	(1,860)
Bad debt expense (decreased allowance)	(6,278)	(15,412)	Bad debt expense (decreased allowance)	(6,278)	(15,412)
Other operating expenses	(70,000)	(65,100)	Other operating expenses	(70,000)	(65,100)
Total	(163,278)	(161,422)	Total	(163,278)	(161,422)
General and administrative expenses			General and administrative expenses		
Rent expense	(120,000)	(111,600)	Rent expense	(120,000)	(111,600)
Pension expense	(1,600)	(1,488)	Pension expense	(1,600)	(1,488)
Stock compensation expense	(7,500)	(6,975)	Stock compensation expense	(7,500)	(6,975)
Depreciation expense	(77,000)	(71,610)	Depreciation expense	(77,000)	(71,610)
Accretion expense on ARO	(500)	(465)	Accretion expense on ARO	(500)	(465)
Total	(206,600)	(192,138)	Total	(206,600)	(192,138)
Other operating expenses			Other operating expenses		
Compensation expense	(15,000)	(13,950)	Compensation expense	(15,000)	(13,950)
Litigation expense	(2,600)	-	Litigation expense	(2,600)	-
Interest expense on lease liability	(2,378)	-	Interest expense on lease liability	(2,378)	-
Loss on sale of receivables	(200)	-	Loss on sale of receivables	(200)	-
Research and development	(1,120)	(1,042)	Research and development	(1,120)	(1,042)
Gain on sale of building	2,000	-	Gain on sale of building	2,000	-
Other operating expenses	(80,000)	(74,400)	Other operating expenses	(80,000)	(74,400)
Total	(99,298)	(89,392)	Total	(99,298)	(89,392)
Total operating income	318,630	336,208	Total operating income	318,630	336,208
Other comprehensive income			Investing		
Gain on revaluation of building	160,000	148,800	Equity in earnings of affiliate	12,250	11,393
Actuarial gain on pension obligation	-	4,580	Fair value adjustment on affiliate	840	781
Total other comprehensive operating income	160,000	153,380	Realized gain on available-for-sale	450	-
Comprehensive operating income	478,630	489,588	Dividend income	9,250	8,603
Investing			Total investing income	22,790	20,776
Equity in earnings of affiliate	12,250	11,393	Total business income	341,420	356,984
Fair value adjustment on affiliate	840	781	DISCONTINUED OPERATIONS (before tax)		
Realized gain on available-for-sale	450	-	Loss on discontinued operations	(30,000)	
Dividend income	9,250	8,603	FINANCING		
Total investing income	22,790	20,776	Interest expense	(225,000)	-
Other comprehensive income			Total financing expense	(225,000)	-
Unrealized gain on available-for-sale sec.	10,650	1,247	Income before other comprehensive income and taxes	116,420	356,984
Total comprehensive investing income	10,650	1,247	OTHER COMPREHENSIVE INCOME		
Comprehensive investing income	33,440	22,023	Operating Income		
Comprehensive business income	512,070	511,611	Gain on revaluation of building	160,000	148,800
DISCONTINUED OPERATIONS (before tax)			Actuarial gain on pension obligation	-	4,580
Loss on discontinued operations	(30,000)		Investing Income		
FINANCING			Unrealized gain on available-for-sale sec.	10,650	1,247
Interest expense	(225,000)	-	Total Other Comprehensive Income	170,650	154,627
Comprehensive financing expense	(225,000)	-	Comprehensive income before tax	257,070	511,611
Comprehensive income before tax	257,070	511,611	INCOME TAXES		
INCOME TAXES			Current tax expense	(75,451)	(70,169)
Current tax expense	(75,451)	(70,169)	Deferred tax expense	(33,120)	(30,802)
Deferred tax expense	(33,120)	(30,802)	Total income tax (expense)	(108,571)	(100,971)
Total income tax (expense)	(108,571)	(100,971)	Total comprehensive income	148,499	410,640
Total comprehensive income	148,499	410,640			

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

長期的な目標 (代替案 3 及び 4)

Alternative 3			Alternative 4		
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME			STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME		
	2006	2005		2006	2005
SHORT TERM			SHORT TERM		
BUSINESS			BUSINESS		
Operating Income			Operating		
Sales	2,775,000	2,580,750	Sales	2,775,000	2,580,750
Cost of goods sold			Cost of goods sold		
Change in inventory	(446,250)	(415,013)	Change in inventory	(446,250)	(415,013)
Materials	(1,275,000)	(1,185,750)	Materials	(1,275,000)	(1,185,750)
Labor	(110,000)	(102,300)	Labor	(110,000)	(102,300)
Overhead - depreciation of building	(100,000)	(93,000)	Overhead - depreciation of building	(100,000)	(93,000)
Overhead - depreciation of leased asset	(5,944)	(5,528)	Overhead - depreciation of leased asset	(5,944)	(5,528)
Interest expense	(50,000)		Interest expense	(50,000)	
Total	(1,987,194)	(1,801,590)	Total	(1,987,194)	(1,801,590)
Gross profit on sales			Gross profit on sales		
	787,806	779,160		787,806	779,160
Selling expenses			Selling expenses		
Compensation expense	(85,000)	(79,050)	Compensation expense	(85,000)	(79,050)
Pension expense	(2,000)	(1,860)	Pension expense	(2,000)	(1,860)
Bad debt expense (decreased allowance)	(6,278)	(15,412)	Bad debt expense (decreased allowance)	(6,278)	(15,412)
Other operating expenses	(70,000)	(65,100)	Other operating expenses	(70,000)	(65,100)
Total	(163,278)	(161,422)	Total	(163,278)	(161,422)
General and administrative expenses			General and administrative expenses		
Rent expense	(120,000)	(111,600)	Rent expense	(120,000)	(111,600)
Pension expense	(1,600)	(1,488)	Pension expense	(1,600)	(1,488)
Stock compensation expense	(7,500)	(6,975)	Stock compensation expense	(7,500)	(6,975)
Depreciation expense	(77,000)	(71,610)	Depreciation expense	(77,000)	(71,610)
Accretion expense on ARO	(500)	(465)	Accretion expense on ARO	(500)	(465)
Total	(206,600)	(192,138)	Total	(206,600)	(192,138)
Other operating expenses			Other operating expenses		
Compensation expense	(15,000)	(13,950)	Compensation expense	(15,000)	(13,950)
Interest expense on lease liability	(2,378)	-	Litigation expense	(2,600)	-
Loss on sale of receivables	(200)	-	Interest expense on lease liability	(2,378)	-
Research and development	(1,120)	(1,042)	Loss on sale of receivables	(200)	-
Litigation expense	(2,600)	-	Research and development	(1,120)	(1,042)
Other operating expenses	(80,000)	(74,400)	Gain on sale of building	2,000	-
Total	(101,298)	(89,392)	Other operating expenses	(80,000)	(74,400)
Total short-term operating income			Total short-term operating income		
	316,630	336,208		316,630	336,208
Investing income			Investing		
Short-term			Short-term		
Realized gain on available-for-sale	450	-	Realized gain on available-for-sale	450	-
Dividend income	9,250	8,603	Dividend income	9,250	8,603
Total short-term investing income	9,700	8,603	Total short-term investing income	9,700	8,603
Total short-term business income	326,330	344,810	Total short-term business income	326,330	344,810
DISCONTINUED OPERATIONS (before tax)			DISCONTINUED OPERATIONS (before tax)		
Loss on discontinued operations	(30,000)		Loss on discontinued operations	(30,000)	
FINANCING			FINANCING		
Short term			Short term		
Interest expense	(225,000)	-	Interest expense	(225,000)	-
Financing expense	(225,000)	-	Financing expense	(225,000)	-
Total short-term income before tax			Total short-term income before tax		
	71,330	344,810		71,330	344,810
LONG TERM			LONG TERM		
Long-term operating			Long-term operating		
Gain on sale of building	2,000	-	Gain on sale of building	2,000	-
Gain on revaluation of building	160,000	148,800	Gain on revaluation of building	160,000	148,800
Actuarial gain on pension obligation	-	4,580	Actuarial gain on pension obligation	-	4,580
Total long-term operating income			Total long-term operating income		
	162,000	153,380		162,000	153,380
Long-term investing			Long-term investing		
Equity in earnings of affiliate	12,250	11,393	Equity in earnings of affiliate	12,250	11,393
Fair value adjustment on affiliate	840	781	Fair value adjustment on affiliate	840	781
Unrealized gain on available-for-sale sec.	10,650	1,247	Unrealized gain on available-for-sale sec.	10,650	1,247
Long-term investing income			Long-term investing income		
	23,740	13,421		23,740	13,421
long-term business income			long-term business income		
	185,740	166,801		185,740	166,801
Total Long-term income before tax			Total Long-term income before tax		
	185,740	166,801		185,740	166,801
INCOME TAXES			INCOME TAXES		
Comprehensive income before tax	257,070	511,611	Comprehensive income before tax	257,070	511,611
Provisions for income taxes			Provisions for income taxes		
Current tax expense	(75,451)	(70,169)	Current tax expense	(75,451)	(70,169)
Deferred tax expense	(33,120)	(30,802)	Deferred tax expense	(33,120)	(30,802)
Total income tax expense	(108,571)	(100,971)	Total income tax expense	(108,571)	(100,971)
Total comprehensive income			Total comprehensive income		
	148,499	410,640		148,499	410,640

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。